

ワーク・ライフ・バランス キャッチフレーズ募集

令和7年度

ひょうご仕事と生活センターでは、県内の企業や団体による「ワーク・ライフ・バランス（WLB）」の実現に向けた取り組みを支援しています。WLBの取り組みをさらに普及していくため、今年度もキャッチフレーズを募集します。

今年度の
募集テーマ

多様な人材が活躍できる
ワーク・ライフ・バランス※の実現

（テーマに限らず、ワーク・ライフ・バランスの趣旨に沿った内容なら応募可能です！）

応募資格

兵庫県に在住、在勤、在学の方

募集期間

令和7年5月12日（月）～7月25日（金）

応募方法

右記二次元コードから
アクセスしてご応募ください。

ワーク・ライフ・バランス キャッチフレーズ 兵庫県



WLB 7 シンボルキャラクター

※ワーク・ライフ・バランスとは、仕事にやりがいを感じ、責任を果たしながら、その一方で、子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった、個々の私生活も充実させるという考え方

審査・表彰

厳正な審査のうえ、次の入賞作品を決定し、当センターホームページで発表いたします。
表彰式を11月に開催予定の「ワーク・ライフ・バランスフェスタ」において実施します。
（入賞者が高校生以下の場合、同額の図書カードを進呈。）

準グランプリ

副賞 1万円

兵庫県労働局長賞・働き方改革賞

グランプリ

副賞 3万円

兵庫県雇用対策三者会議賞

佳作

副賞 5千円

ひょうご仕事と生活センター長賞

応募に当たっての注意事項

- ①応募は1人3作以内。作品は未発表のものに限ります。
- ②学生の部は大学生以下の学生が対象です。
- ③入賞作品、入賞者名は、ひょうご仕事と生活センターの情報誌や啓発用カレンダー、ポスターなどに使用します。



広報プロデューサーからのひとこと

「キャッチフレーズ」と「標語」は別物です。
標語は主義・信条などを表すものに対して、
キャッチフレーズは人の注意を引くように
工夫したもの。ぜひ「自分ごと」と「シーンの
具体性」を盛り込んで多くの人の心を掴んで
ください。（広報プロデューサー 有田 佳浩）



【参考】昨年度の受賞作品

グランプリ
兵庫県雇用対策三者会議賞

準グランプリ
兵庫県労働局長賞・働き方改革賞

佳作
ひょうご仕事と生活センター長賞

（一般の部）ひとつじゃない あなたの役割 あなたの生き方
（学生の部）自分らしい生き方の中に、自分らしい働き方を

（一般の部）楽しもう！暮らしと仕事 どちらもあなたの宝物
（学生の部）大切を 考え直す この休み

（一般の部）退勤後 ふっと見上げた 空の青
（学生の部）多様性 認めて広がる 経験値

主催

連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県、兵庫労働局、（公財）兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センター

お問い合わせ先

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1F TEL：078-381-5277 Email：info@hyogo-wlb.jp



Work Life Balance

Improving a
work environment



ひょうご仕事と生活センター 多様な働き方推進支援助成金

働き方改革助成コース 環境整備型

communication



女性・高齢者等の職域
拡大や従業員のコミュ
ニケーションを活性化
するため、職場環境の
整備を行う中小企業に
助成金を支給します。

申請書類受付期間 令和7年4月1日～令和8年2月末 必着

※本助成金は予算の範囲内で交付するため、期間内に申請受付を終了する場合があります。

女性・高齢者等の職域拡大（※男性の職域拡大も対象）

専用別トイレ

専用更衣室

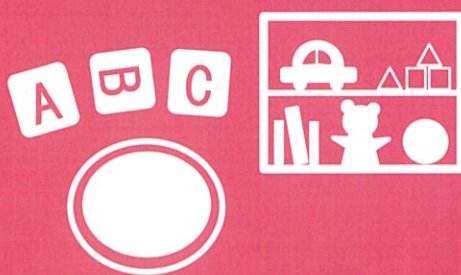
託児スペース

休憩室

◆性別や年齢に関係なく働きやすい
職場環境をつくるための施設や設備
の整備



◆従業員専用の事業所内
託児スペースの整備



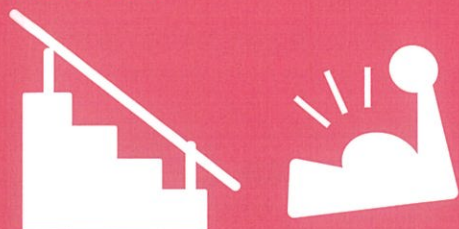
◆従業員のコミュニケーション
活性化のための休憩室の整備



手すり・段差解消

負担軽減補助機器

◆女性・高齢者の職域拡大のための
安全対策工事等



申請受付・お問い合わせ先

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター1F

TEL 078-381-5277 平日9:00～17:00（※12:00～13:00を除く）

<https://www.hyogo-wlb.jp/> E-mail info@hyogo-wlb.jp



助成金の概要



支給額 対象経費の2分の1(上限200万円)

※働き方改革助成コース・テレワーク導入型と合わせて同一年度中2件以内の申請かつ上限200万円です。

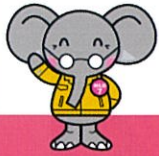
- 対象事業
- ◆女性(男性)等の職域を拡大するために、専用トイレや専用更衣室などを新設する事業
 - ◆高齢者・女性の職域を拡大するために、手すり設置や段差改善などの工事をする事業
 - ◆仕事と育児の両立ができるように、事業所内託児スペースの整備をする事業
 - ◆職場コミュニケーション活性化のために、休憩室を新設する事業

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のために必要と認められるものに限りです。

※法令遵守等のための環境整備等、通常業務に不可欠である事業は助成金の対象となりません。

※工事を行う建物は申請主が所有する物件であること。(建物所有間において賃貸借契約または使用賃貸契約をされている場合は対象外です。)

※支給決定日以降に実施する事業が対象です。支給決定日より前に実施した事業は対象になりません。



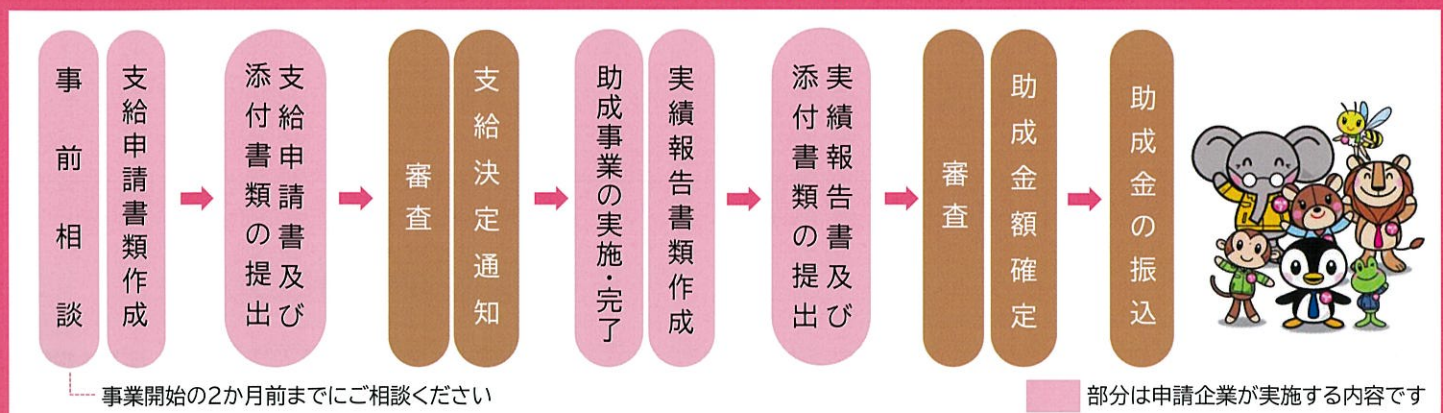
助成対象事業者の要件

12項目すべてに該当することが要件です

支給要件		チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である	
2	常時雇用する労働者(期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上)が、企業全体で300人以下である	
3	従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を目的として、対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である	
4	雇用保険の適用事業主である	
5	申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて(受けようとして)いない	
6	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
7	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	
8	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
9	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
10	暴力団又はその統制下の団体でない	
11	県税の滞納がない	
12	同一年度中「働き方改革助成コース・テレワーク導入型」と合わせて申請件数2件以内かつ助成金受給額が200万円以内である	

※「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」とは・・・ひょうご仕事と生活センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に取り組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくはHPをご覧ください。

手続きの流れ



チラシに記載の事項以外にも要件があります。申請にあたっては、当センターホームページに掲載の申請の手引きを必ずご確認ください。

申請様式はホームページからダウンロードできます。

ひょうご仕事と生活センター 環境整備



Work Life Balance



ひょうご仕事と生活センター
多様な働き方推進支援助成金

働き方改革助成コース テレワーク導入型



従業員の多様で柔軟な働き方を促進するため、テレワーク環境の整備を行う中小企業に、助成金を支給します。

申請書類受付期間 令和7年4月1日～令和8年2月末 必着

※本助成金は予算の範囲内で交付するため、期間内に申請受付を終了する場合があります。

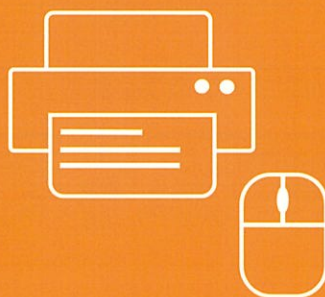
パソコン



タブレット



周辺機器



スマートグラス



※パソコン・タブレットはリース料のみ対象。 ※周辺機器・設定費のみの申請はできません。 ※スマートグラスはリース料のみ対象。

申請受付・お問い合わせ先

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター1F

TEL 078-381-5277 平日9:00～17:00 (※12:00～13:00を除く)

<https://www.hyogo-wlb.jp/> E-mail info@hyogo-wlb.jp



人事・労務管理ソフト



助成金の概要



支給額 対象経費の2分の1(上限200万円)
※働き方改革助成コース・環境整備型と合わせて同一年度2件以内の申請かつ上限200万円。
対象事業 従業員の多様で柔軟な働き方を促進するため、テレワーク環境の整備を目的として県内中小企業等事業主が取り組む ①テレワーク導入事業 ②コワーキングスペース等の借上事業 ③人事・労務管理ソフトの導入事業

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のために必要と認められるものに限りません。
※常時雇用かつ雇用保険加入の従業員が初めてテレワークする場合が対象です。
※パソコン・タブレットは、申請年度内の初回6か月分のリース料が対象です。
※コワーキングスペース等の借上げは、初期費用と最初の6か月分が対象です。
※支給決定日以降に実施する事業が対象です。支給決定日より前に実施した事業は対象になりません。

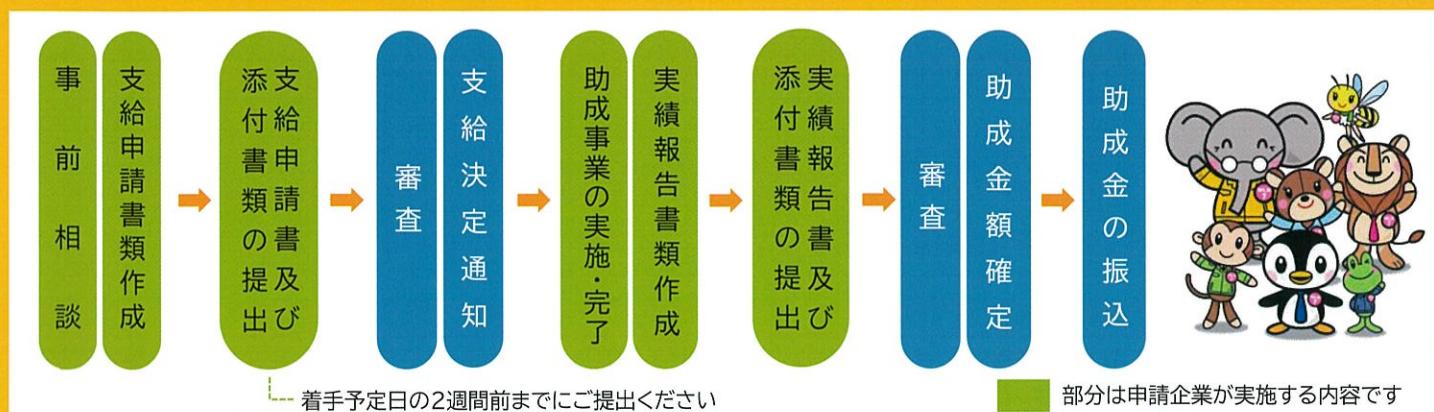


助成対象事業者の要件 12項目すべてに該当することが要件です

支給要件		チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である	
2	常時雇用する労働者(期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上)が、企業全体で300人以下である	
3	従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を目的として、対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である	
4	雇用保険の適用事業主である	
5	申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて(受けようとして)いない	
6	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
7	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	
8	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
9	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
10	暴力団又はその統制下の団体でない	
11	県税の滞納がない	
12	同一年度中「働き方改革助成コース・環境整備型」と合わせて申請件数2件以内かつ助成金支給額が200万円以内である	

※「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」とは・・・ひょうご仕事と生活センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に取り組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくはHPをご覧ください。

手続きの流れ



チラシに記載の事項以外にも要件があります。申請にあたっては、当センターホームページに掲載の申請の手引きを必ずご確認ください。
申請様式はホームページからダウンロードできます。

ひょうご仕事と生活センター テレワーク



2025年4月作成

Work Life Balance

ひょうご仕事と生活センター 多様な働き方推進支援助成金

育児・介護代替要員 確保助成コース



中小企業の育児・介護休業の取得および短時間勤務制度の利用を促進し、育児・介護者の就業継続を支援するため、助成金を支給します。

支給対象

休業コース：従業員の育児・介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した中小企業事業主

短時間勤務コース：従業員の育児・介護短時間勤務に対し、時短部分の代替要員を新たに雇用した中小企業事業主

支給額

休業コース：代替要員の賃金の1/2（月額上限10万円、総額上限100万円）

短時間勤務コース：時短部分相当の代替要員の賃金の1/2

（育児の場合、月額上限25千円、小学3年生の学年度末日まで（総額上限なし）

介護の場合、月額上限10万円、総額上限100万円）

※育児・介護休業を取得後、短時間勤務で復帰した場合、両コースの併給が可能です。

書類提出期限

休業コース	①採用決定報告書（様式[休]第1号）	「代替要員を雇用」かつ「育児休業取得者の出産後又は介護休業取得者の介護休業開始後」3か月以内
	②採用決定変更報告書（様式[休]第2号）	報告事項に変更があった時から1か月以内 （代替要員の交代、育児介護休業取得者の退職による取下げ等）
	③助成金支給申請書（様式[休]第3号）	休業から復帰した日の翌日から起算して3か月経過した日の翌日から3か月以内
短時間勤務コース	①採用決定報告書（様式[短]第1号）	「代替要員を雇用」かつ「短時間勤務制度利用者の短時間勤務開始後」3か月以内
	②採用決定変更報告書（様式[短]第2号）	報告事項に変更があった時から1か月以内 （代替要員の交代、短時間勤務制度利用者の退職による取下げ等）
	③助成金支給申請書（様式[短]第3号）	短時間勤務制度の利用を開始した日から起算して1年経過した日（1年未満の場合は短時間勤務修了日）の翌日から3か月以内（上限額に達するまで、1年毎に繰り返す）

申請受付・お問い合わせ先

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28

兵庫県中央労働センター1F

TEL 078-381-5277 平日9:00～17:00（※12:00～13:00を除く）

<https://www.hyogo-wlb.jp/> E-mail info@hyogo-wlb.jp



休業コース



短時間勤務
コース



助成対象事業者の要件

支給要件			チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※1」の宣言企業である		
2	常時雇用する労働者（期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上）が、企業全体で300人以下である		
3	申請に係る事業所の規模	（会社等）会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用※2する労働者が100人以下の兵庫県内の事業所である	
		（上記以外の事業主）医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、個人事業主など 常時雇用※2する労働者が50人以下の兵庫県内の事業所である	
4	雇用保険の適用事業主である		
5	育児・介護休業法に基づいて、育児・介護休業制度、育児・介護短時間勤務制度※3及び休業者の原職復帰について、労働協約又は就業規則等に規定している		
6	5により制度化された育児・介護休業、育児・介護短時間勤務制度※3を利用させている		
7	育児・介護休業又は育児・介護短時間勤務制度※3利用期間中に代替要員を3か月（介護の場合は1か月）以上確保する予定である		
8	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない		
9	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む）を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない		
10	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない		
11	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない		
12	県税の滞納がない		
13	暴力団又はその統制下の団体でない		
14	当該申請年度において、本助成金における受給は、同一の事業主で2件以内である		
15	法令上の人員配置基準のある施設（介護施設、保育所など）については、基準を満たしている		
育児・介護休業取得者に関する要件		短時間勤務制度利用者に関する要件	チェック
（休業型）		（短時間勤務型）	
16	県内事業所に勤務しており、雇用保険の被保険者として雇用されており、社会保険の加入条件を満たしている場合は、社会保険に加入している		
17	育児・介護休業を開始する日までに同一企業に引き続き1年以上常時雇用※2されている	育児・介護短時間勤務制度※3を利用開始する日までに同一企業に引き続き1年以上常時雇用※2されている	
18	育児休業を3か月（介護休業の場合は1か月）以上取得する	育児短時間勤務制度を3か月（介護短時間勤務の場合は1か月）以上利用する	
19	育児・介護休業終了後に原職等に復帰※4する予定である	育児・介護休業終了後に原職等に復帰※4している	
代替要員に関する要件			チェック
休業型		短時間勤務型	
20	新たに雇入れられ、又は新たに派遣された者である（休業後の短時間勤務復帰の場合は、代替要員の継続雇用も可）		
21	育児・介護休業取得者・短時間勤務制度利用者と同一の事業所及び部署で勤務し、その職務を代行している（業務上必要な、制度利用者と同等の資格を有している）		
22	1週間の所定労働時間が週20時間以上である	—	

※1 ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言とは・・・ひょうご仕事と生活センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくはHPをご覧ください。

※2 期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

※3 1日の所定労働時間が7時間以上の労働者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮している制度のこと。

※4 復職後の勤務が、原則として休業直前の部署及び職務であること、職制及び賃金水準等が下回っていないこと。原職が月給制の場合に月給制から時給制への変更がないこと。短時間勤務制度を利用して復職した場合、週の所定労働時間が、短縮前の所定労働時間の2分の1以上であること。

チラシに記載の事項以外にも要件があります。
申請にあたっては、当センターホームページに掲載の
申請の手引きを必ずご確認ください。
申請様式はホームページからダウンロードできます。

ひょうご仕事と生活センター 代替要員

